

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年6月15日(木) 第1委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 閉会中の継続調査について
 - 3 陳情第4号 緊急事態条項を新設する憲法改正に反対する陳情
 - 4 陳情第6号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情
 - 5 陳情第10号 庄原市役所本庁の駐輪場(喫煙禁止場所)で常習的に喫煙している庄原市職員に対する管理上の措置を求める陳情書2
 - 6 陳情第11号 庄原市役所本庁の駐輪場(喫煙禁止場所)で常習的に喫煙している庄原市職員に対する財務会計上の措置を求める陳情書2
 - 7 陳情第14号 防衛予算の大幅増額を決定した政府方針の撤回と米軍による低空飛行および日米軍事共同訓練の実施中止を求める陳情書
 - 8 陳情第15号 全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情
 - 9 意見書について
 - 10 その他

午前9時58分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまより総務常任委員会を開会いたします。この会議におきまして、写真撮影、傍聴、録音録画を許可いたしております。

1 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 本日は協議事項が9項目ありますけれども、まず1つ目の所管事務調査について協議したいと思います。まず、事務局から説明がございますので、よろしくをお願いします。

○山崎啓介議会事務局主任 お配りをしておりますレジュメの裏面をごらんいただきまして、参考ということで所管事務調査の第4期の前期であります平成29年、平成30年、後期、令和元年、令和2年、そして第5期の前期、令和3年、令和4年分について、所管事務調査の項目を一覧にしております。それぞれについて簡単に概要を説明させていただきますので、参考資料の1の1をごらんください。参考資料の1の1が平成30年12月20日の所管事務調査報告書になります。こちらは平成29年、平

成30年分の報告書の一部ということになりますが、6ページをごらんください。参考資料の1の1というのが下のほうにあるかと思うのですが、このときに、庄原市における公契約の基本を定める条例案というものが所管事務調査報告書で示されまして、公契約条例について、ここで条例化が行われたということでございます。続いて、これを閉じていただきまして、参考資料の1の2をごらんください。こちらが平成31年3月19日分の所管事務調査報告書になりますが、これも平成29年、平成30年分の調査報告書になります。こちらについては平和行政についてと財政運営についてということでもとめられておりますが、3ページをごらんいただきまして、平和推進条例につきましては、この後の後期で条例化がなされますが、これは前期ということで、まとめのところをごらんいただきたいのですが、平和行政推進はより身近な問題であり、第2次世界大戦においては多くの市民が被爆体験をし、今日においても苦しんでいることを踏まえ、この歴史的事実を教訓として恒久平和を希求する市民意識に基づき、基本原則を定める条例を制定すべきと考えたとまとめられます。続きまして、財政運営に関してですが、7ページにまとめがございますのでごらんください。1番最初のところですが、財政運営について、庄原市第2期持続可能な財政運営プランを中心に検証を進めたということがまとめられております。続きまして、これを閉じていただきまして、参考資料の1の3をごらんください。こちらが令和3年3月12日の報告書でございまして、令和元年、令和2年分ということになります。こちらは4ページをごらんください。こちらで庄原市平和推進条例案が示されまして、その後、平和推進条例が制定されたということになります。5ページのまとめの1番最後の段をごらんいただきたいのですが、条例制定をもって平和行政についての所管事務調査は一旦区切りを迎えるが、今後、条例がどのように生かされるか、県内の他市に波及することなど、新たな幕開けになることを認識し、所管事務調査報告とするとまとめられます。続きまして、9ページをごらんください。財政運営に関するまとめでございます。最後から7行目からでございますが、出づるを制して入るを図ることを一刻も早く行うことが重要である。歳出を削減するには、市民に対する補助金の削減、未利用財産の活用など、市民生活に直結した課題であると。少し飛びまして、扶助費の増大や第三セクターの経営の監視を怠ると一層の財政悪化を招くことになり、公認会計士等外部監査も重要な課題と示して所管事務調査報告とするとまとめられます。続きまして、参考資料の1の4をごらんください。これが先般、令和5年の3月22日の所管事務調査報告書になります。第5期、令和3年、令和4年分の調査報告書となります。1ページをごらんいただきまして、まず、指定管理者制度の運用についてでございますが、2の調査経過のところですが、令和4年7月13日に担当課への聞き取りを行い、10月19日に岡山県津山市への行政視察、11月14日に島根県松江市への行政視察を行っております。9ページの総括をごらんください。読み上げますが、今回の調査では、岡山県津山市及び島根県松江市の指定管理者制度の先進的な運用を参考に、本市と比較することで、本市の課題を抽出した。先進地との比較により浮き彫りになった課題としては、制度の運用に係る全庁調整について、指定管理者候補者選定審査会への外部委員の確保について、指定議案の審議に必要な議会説明資料の提出についてなどが挙げられる。これらの課題については、執行者による主体的な課題解決を要望する。一方、精算項目の設定など経費算定については、丁寧な対応を実施していることも判明した。財政基盤が不安定な市内管理者もいる中、管理者が安心して事業を行うことにつながる、このような取り組みについては引き続き実施することが望ましいと考える。1番最後の行からですが、本市においては、市立保育所の公設民営化を含めた、これまでの指定管理者制度の運用について、成果

や課題を検証し、一定の総括を行う必要があると考える。それらを総括した上で、多様化する住民ニーズへの対応、民間能力の活用、住民サービスの向上、経費節減という指定管理者制度の目的に改めて立ち返り、10年先のまちづくりを見据えた制度の再構築に向けて議論を継続すべきであるとまとめておられます。続いて、11ページをごらんください。公契約条例についてでございますが、2番のところですが、令和4年1月27日に担当課への聞き取りを行い、13ページの総括をごらんいただきたいのですけれども、総括の5行目からです。条例の目的の具現化に向けて、業者との意見交換や現場に即した設計変更の実施、社会保険等の未加入対策や業務委託に係る前払金の導入など、着実な取り組みが進められている。しかし、一部の事業では、資材調達の準備期間や検査に要する期間の確保など、適切な工期の確保について、課題も見受けられるというまとめをされておられます。14ページが財政運営についてでございますが、2番の調査経過のところ、令和4年1月27日に担当課への聞き取りを行い、16ページの総括をごらんいただきたいのですけれども、1番最後から4行目からです。人口減少の進行、ICT技術の進展、自然環境の変化による災害リスクの高まりなどの社会、経済、地域生活の環境変化を想定しながら、市民とともに未来のあるべき姿を描き、未来から逆算するバックキャストの手法により、優先順位をつけながら、必要な取り組みを展開していく必要があると考えるまとめであります。17ページからが平和行政についてでございますが、調査経過としまして、令和4年1月6日に担当課への聞き取りを行い、18ページの総括の5行目から、庄原市平和推進条例は、平和推進に関する施策を総合的に実施することによって、平和で安心な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的に制定され、この条例の制定により、本市は平和行政推進に向けて大きな一歩を踏み出した。条例の目的の具現化に向けて、被爆体験伝承者による講話、広報しょうばらでの平和特集による啓発、平和パネル展の実施に加え、戦争や被爆に関する記憶、記録の電子化による保存活用など、着実な取り組みが進められているとまとめておられます。これまでの所管事務調査項目に関する概要については、以上でございます。

○桂藤和夫委員長　　ただいまの、事務局から説明をいただきましたけれども、所管事務調査につきまして、閉会中の継続審査について、どんなものがあるのか、皆様の御意見を承っていきたく思います。御意見のある方は挙手の上、発言をしてください。事務事務局から、できれば2つぐらいに絞ってほしいという要望も出ておりますけれども、もう少し具体的に、総論だけではなくて各論的部分まで入れた形で所管事務調査にしてほしいという要望も来ておりますけれども、その辺を踏まえまして、これまでの委員会での調査を踏まえまして、どんなものがあるのか、皆様方の御意見を承って、決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。福山委員。

○福山権二委員　　これまで平成29年、令和元年とかずっとやってきたことは、公契約条例とか平和行政、財政運営、とりわけ財政運営については総務委員会の必須の課題として、ずっとやってきました。その目的も、財政運営について、非常に厳しい状況もあるので、歳入歳出も含めて、どのあたりを適正にするというか、補助金も含めてやったのだけれど、行政がやっていることに間違いはないのだけれど、どこを焦点にきちんとチェックするかというのは、なかなか絞りきれないところもあったのですが、2点に絞ろうとか、少なくともしようというのはいいのですけれども、公契約条例についてということをもう1回やることについては、例えば、今、平成30年度に災害が発生したけれども、まだまだ復旧はついていないという市民の声も強いので、そのあたりとの絡みで、実際に公契約として、どう推進されているのかということが必要ではないかと。大体98%か、99%の入札率になっているので、き

ちんと競争原理が働いているのかということも含めて、一般的にやるというのは、それで必要かと。財政運営については、もちろん、これは入れたほうがいいかなと。どこをやるかというのを、少し議論しなければいけない。平和行政については、いわゆる総括であるように、庄原市の姿勢として、こういう、決して否定していないし、やろうということについては前向きだから、特にこれは外しても。きちんと着実にやっている。総括からいうと、評価してもいいのではないかと。例えば、山内の公民館の非核自治体宣言都市と書いている看板が倒れているから何とかしろみたいなことはあるけれど、そのあたりは平和行政全体からいえば否定していないし、反核平和の日リレーでも行進でも、市長も議長もやって、頑張れと。被爆者のデータなども予算できちんとしていこうということもあるし、年1回の特集記事を庄原の広報でもきちんとやっているの、平和推進条例をつくってから後退しているということはないので、そこは順位としては下がるのではないかと思います。指定管理者制度の運営についてありましたけれど、これは実は皆さんも知っておられるように、監査委員会の指摘では、かなり指定管理者の関係の、財政の運営よりも、処理が少し最近よくなっているといいながら、かなり原則的というところがあるのはあると聞いているので、そのあたりはどうか。監査委員会に行くと、いつも聞くのだけれど、定例監査などで正副議長のところには報告はあるけれど、みんなも定期監査は見るけれど、詳細のことについて、割と、請求印がないとか、根拠がないとか、領収書のあれないとかみみたいなことも、何なのだみみたいなことが続いているので。指定管理へ集中するかどうかは別にして、業務のきちんとした手続とか、そういうものが職員の中できちんと継承されているのかどうかというのが不安である。会計監査は十分によくなっていますみたいなことだけれど、そういうところの指定管理者制度の基本に係ることと、実際に執行段階でいうと、本当は指定管理者制度にしてから、もう任せっきりで、本当に行政は行政でチェックしているのかみみたいな感じがあるので、そのあたりを考えてするのなら、議会としての監視機能は発揮しないといけないのではないかとはいえますけれど、一般質問で、このことがあまり出たことはないけれど。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 監査するときに、初めから予定が組んでいる。普通はない。どこをしてもいいのだけれど、ことしはこれとこれとこれをこうすると。それは準備もされるのだらうけれど。議員が監査しても、そういう数字に慣れていないとわからないと思う。監査委員さんもおられるけれど、本当の意味の監査を知らないのではないかと思います。失礼なことを言うけれど。指定管理と監査を兼ねて言われたので、話をするのだけれど、監査の考え方は、もう少し考えなければいけないのではないかと。3分の1とか、4分の1、1割でもいいから、予定にしていなくて、ぼんといく方法はとれないのか言ったら、だめだと言われたけれど、それは必要だと思う。僕の時、もう済んだ話だけれど、スポーツ少年団へ補助金が出ている。それで、決算書が出ているかと言ったら、ないのがある。いけないだろうと、それからスポーツ少年の関係者から嫌な顔をされたけれど。総会をしていない。どこに使ったかわからない。だから、そういうのもあるし、ある指定管理を受け取るところは、帳簿がなかった。それは、当時スルーしている。帳簿がないといけないだろうと言え、帳簿が要るのですかという感覚。どうしているのかと聞けば、領収書でやっております。それから、どうしたかわからないけれど、そのままなら今度は通さない。今回ないのなら仕方ないけれど、来るのはわかっているのではないかと。ということが実際にある。決めてやっていると、ある程度準備しているからだが、何割かの違うところに行くと、全くできていない。監査だけで言えば。指定管理は、ものすごい数が

ある、庄原市の場合。どこへ行くかということ監査委員会でやられているのだけれど、決められたものではなく、必ずしないといけないところもあるけれど、病院みたいに。棚卸しをやられているときに、商品の名前がわからない。それを見て、はあ、という感じだから問題があると思う。指定管理の問題にしても、監査にしても。だが、それをどちらに絞っていくか、どうやって引くかということを決めてあげないと。大きなものにしたら、もうどこに行くかわからないようになるから、絞らないと。みんなで話して。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 非常に多角的な発言だったので、議会として、例えば指定管理のところを重点的に研究していこうと。そう考えるときに、今、言われたような現状が起こっている。それは、何かの背景があって起こっているわけで。例えば、指定管理の保育所でも、6年に1回ぐらいしか行かないわけですよ。2つぐらいしかしないのだから、年に。しかも、順番でしているのだから。そこをやったときに、もし指摘があったら、それはすぐ全部の保育所の指定管理のところを集めて、絶対にするなどしているのかどうかかわからないけれど、そういう緊張感があるのかどうかというのも1つは課題だし、言ってみれば、監査をしても監査になっていないわけですよ。監査して指摘しても、それが全部の関係する団体とか。自治振興区の監査で、山内をして、この金はどうなのかと抜本的に指摘して、改善するなら、市長に指定管理と自治振興区を全部集めてから全部きちんとやれというふうに、そこまでできたらいいのだけれど。それからもう1つ、このことに興味があって言ったのは、例えば保育所についても、板橋については、庄原についても、巨大なところの保育所が競争がないわけですよ。指定するときに、ほとんど競争なく、もう指名にしたり。松江とか津山に行ったときに、そういうことはあり得ないわけですよ。状況も違うけれど、1カ月ごとに全部チェックして、いけないことはいけないと指摘するぐらいのことは、やったほうがいいというのが、松江、津山に行ったときの感想として総括しているのだけれど。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 松江、津山に行かれた時に、私は行っていないからわからないのだけれど、松江市は松江市だけの業者でやっている。外の業者へ声をかけての指定管理をしているのか。津山にしても。そこらはどうなのですか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 特に、松江などは、昔から保育業務は民間が多いので、そこでやらしているのだと。競争になるかどうかあるけれど、それでも一定の競争があるような仕組みがあったり、それから保育の中身とか、会計処理の問題についても、毎月きちんと、市役所の中でプロジェクトを組んでチェックしているわけですよ。それぐらいの構えがあって、指定管理をさせると。行政の金を出して、その団体に保育を任せるといえるときには、もう徹底して、公金の活用についてもチェックすると。松江とか津山の言い方では、かなり担当課が、ものすごい熱意を持って調べているわけです。そういう体制が庄原市にないのではないかと思う。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 指定管理の場合、金額で判断されているのか。サービスの中身で判断されているのか。全てだろうとは思っているのだけれど、どのあたりにポイントを置いて、今までやられていたのか、今後しようと思われているのか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 それは、もちろんサービスの中身も、会計処理も含めてでしょう。もちろん、サービスの内容が充実しているかどうかということも、要するに、市の保育方針に合致しているかどうか。もちろん、その利用者の充足度もチェックするだろうし、そのチェックシートがあったと思うけれど、それは総合的に相当厳しいチェックをしていますよ。だから、基本は、そういう保育サービスがきちんとできているかどうかということが基本で、そのための要員配置と財政執行はどうか。賃金はどうかも含めて、賃金はチェックしたかどうかよく覚えていないけれど。法人だから、商法の関係でどこまでできるかわからないけれど。問題は行政としてのチェック機能として、きちんとチェックするのだという構えが、庄原市とは違うなという感じを持ったということです。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 参考資料の1の4。指定管理者制度の運用についての3ページの下段、指定管理者の選定について、庄原市と津山市と松江市の比較があります。その下に、指定管理者の指定後についても比較がしてありますので、そこを見ていただいて。福山委員がおっしゃられたことも当然書いてあって、ここはより簡潔に書いてあるので、見たほうがわかりやすいのかなと思いましたので、言いました。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 所管事務調査の話なので、中身にどんどん入っていくと決まらないと思うので、要は、何をやるかということで、私が思うのは、例えば財政の運営について言えば、庄原市の財政は厳しい厳しいと言っていますが、実際、今、財政構造がどうなっていて、例えば、三次市と比較したら、どこがどういう特徴があるのか。あるいは、合併後の財政を経年的に見て、今、どういう状況にあるのかということ、大局的に見るのが必要ではないかな。それから、指定管理については、先ほどあったまとめのところに、庄原市の課題がいろいろ挙げられていたので、今も議論がありましたけれども、そういうことも含めて、選定委員会に外部委員がいないとか、いろいろなことが書いてありまして、そういう課題を挙げて、引き続き議論していくと書いてあるので、引き続き、議論をしながら、今のような議論をしていけばいいのではないかなと思いますので。平和行政とか公契約については、福山委員が言われたように、いろいろ進んでいるので、それぞれの予算決算の委員会あたりでね、気がつくことがあれば、やるということで。もしこの中で、2つに絞るのであれば、財政運営と指定管理の運営にする、あるいはそうではなくて、皆さんがもっと総務として、こういうことがいいというのがあれば、それはそれでもいいと思うのですが、私はそういう気がしております。

○桂藤和夫委員長 今、谷口委員から2つに絞るのであれば、財政運営と指定管理者制度の運用についてという部分でいいのではないかという御意見もありましたけれども、それ以外にこういうことをやったらどうかという御意見があれば、また、お聞かせいただければ。福山委員。

○福山権二委員 令和4年の12月23日、去年の12月議会で、総務委員会から提案をして全体で可決をされた会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正等雇用安定を求める意見書を出したのです。これを出したのなら、現状どうかということについて、庄原市の場合どうかということ、少し研究してみる必要があるのではないかな。実は、労働組合も相当頑張っているのでしょうけれど、市民の方から、超勤手当も払われないし、どうなっているのかとよく聞かれるのですよ。それで、私も一般質問を1回か2回やったのですけれど、超過勤務の管理体制も非常に曖昧なというか。監視員室

でも管理すると。そういうことがあり得るのか、もう一回きちんと。あまり厳しくしようとは思わな
いけれど、少なくとも超勤の発令と、超勤を何時間したのかということの確認ぐらいは、やっておか
ないといけない。たまたま日曜日とか休日に来ると相当の職員さんが働いているわけですよ。周りか
ら見ても遅くまでおられる。遅くまでいるのは管理者が課長かぐらいで、職員は帰っていると言っ
たが、そうでもない。問題は、最近若い人がどんどんやめているとかいうことが、ものすごくあるの
ですよ。今、勤務時間外の上限規制の法で決まっているし、自治体の職員の勤務時間外はどうかと
いうことについて、ネット上でもものすごいあるのですよ、意見が。庄原市の場合も、現状を見たら、
ただ勤務対応が原因かと 100%言えないけれど、ノイローゼがおられたり、1年ぐらいでやめたり、
同じ自治体でも賃金が高いとか、自分の出身地に簡単に帰るとか、以前聞いたことがあるけれど。庄
原市職員で採用されるのに市内とは限らないと。面接のときには、庄原市で一生頑張りますというの
は1つのポイントだったらしいけれど、採用するのに。実際には親が死んだとかでこうなったと言え
ば、それは仕方ないけれど。ただ、庄原市の現状として、職員管理として、とりわけ勤務時間、超勤
と超勤手当、そこらは最低限やるようにチェックしておかないと、庄原市に住んでいる若い人が市役
所をやめようという気はないと思うけれど。余りにもずさんなことをしているといけないのではない
かと思うので。1つは労使関係の問題だけれど、ここまで問題になると、議会も少しチェックをした
らいいのではないかと思うので。勤務時間管理についてを、1つやって、それは、昨年12月の我が総
務委員会から提起して、全体で合意してもらった会計年度職員ということを入りにしながら、会計
年度職員の処遇改善ということをやって、その中で、勤務実態なども調査をすることが必要ではない
かと。これは本気でやったほうが良いと思うのですよ。

○桂藤和夫委員長 今、福山委員から会計任用職員の処遇改善についてやったらどうかという提案がご
ざいましたけれども、皆さんいかがお考えでしょうか。副委員長。

○坪田朋人副委員長 今のは、会計年度任用職員のこの意見書を入りにして、職員全体の勤務時間と
かの、勤務に関しての調査をしていくということですか。

○福山権二委員 そうです。

○坪田朋人副委員長 会計年度任用職員の処遇改善についてみたいな形で、所管事務調査をしていくと
いうか、そうしたら、その中でどうやって、職員さん全体の勤務時間などのことについてをやってい
くのか。勤務時間等を調査していくことは必要なと思うのですけれど、そのつながりが見えないの
で、そのつなぎ方を上手にしたほうが良いのかなと思ったのですけれど。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 そのつながりをどうするかというのは、今すぐ詳細なのは持っていませんけれど、
ただ、会計年度職員の関係についても、一般職員と同じように働いているわけで、会計年度職員のこと
を調べることの中で、一般の職員のことについても当然出てきますから、会計年度職員、今の人数、
勤務実態、賃金体系、そのあたりがどうなのか調べながら、何が問題かというのを考えていけば
いいと思うのです。この意見書が議決したということは、庄原市議会の、これが基本的な姿勢ですか
ら、これに対して庄原市当局が、それは議会が考えたのだから執行者は関係ないということは言えな
いのですよね。今の市長はそういう傾向ありますけれど、それは議会が決めたのだから議会でやれや
みたい。市民の声をすごく聞いてやると言っているのだけれど、議会で議決しても、それは市の行
政と関係ないという傾向があるので、これは蛇足ですけれど。

- 桂藤和夫委員長 坂本委員。
- 坂本義明委員 その問題は、今のように調査しないといけないと思うけれど、逆だと思う。福山委員が言われた中で、遅くまでしているのではないかと、日曜も出てしていると。要は、正職員がそれでやめる者がいるかもしれないということが先に立って、そのことをやりながら、それも出しているのだから、それをやろうというのがいいのではないですか。正職員が何でやめるかということを先にして、それも議決しているのだから、これもやらないといけないとしたほうがたてりとなれば、そのほうが入りやすい。やることについては問題ないと思う。
- 桂藤和夫委員長 ほかに御意見ございますが、今の件に関しまして。
- 國利知史委員 今までも結構、勤務体系だったりとか聞いていたのですけれど、担当課がみたいな話が多いので、そこをどうしていこうかなと。全体を聞けるのか、それとも総務委員会が所管する課に限定されるのかというところが課題なのかなと。
- 福山権二委員 総務が管轄するところだけだと、全体の把握が多分できないと思うので、調査するのなら、全部の課を調査するべきではないかなと思いますけれど。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。
- 坪田朋人副委員長 今までも、福山委員が結構聞かれていて、全体のことを答えてくれていることが少ないですね。私たちが担当する課はこういうことです、みたいな回答が多いので、そこをどうやって全体を聞いていくのかみたいなものがあるのかなと。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 勤務時間管理は総務ですから、総務に行けば、全体のがわかるのですよ。実際に、教育委員会関係はどうなのかというときには、その勤務時間管理を聞くことについては、全く所管事務の範囲と関係ないので、それは十分に聞けると思います。こちらが勤務時間管理について、例えば、労働組合はいつもアンケートを取ってるので、労働組合はどう考えているのかと呼んで聞くこともできるし。だから、ここの委員会がいろいろなところを呼び出してできるので。例えば教育委員会に来いと、すぐに無理なら、総務課に説明させればいいので。実態把握したいから、ここの関係者を呼べと言ったら、勤務時間管理だからね。これは事業内容ではないので、呼べますよ。
- 桂藤和夫委員長 坂本委員。
- 坂本義明委員 労働組合は実際に活動しているのですか。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。
- 福山権二委員 労働組合は活発に活動しているのですが、ただ、労働組合と執行者の交渉内容には議会は入っていけないので、一般的に見て、労働組合がどうかということについての評価は、あまりこういう公式の場ではできないと思うけれど。ただ、組合も一生懸命する、いろいろなことは、それに対して、議会としても現状を見ながら、要するに、解決をしていると。そこは議会としても関心を持ってやっていこうと。どこに問題があるのか。悪い事例があるなら出してみると、本当に勤務時間外にしているのかと。夜も遅くまで、日曜日でも来ているし。それから、超勤発令をどうしているのかということが統一されていないのですよ。そのあたりも聞いてみればいいし、議会事務局に聞けばわかるけれど、各課によって、それは、本当は勤務時間が済んだらもう帰らないといけないけれど。
- 坂本義明委員 研修を福岡で受けたときに、三次と庄原の超過勤務の問題が出た。庄原はほとんどない。三次はすごいある。要は、サービス残業しているのだろうなというのが、その場では見えたのだ

けれど。もう5年も6年も前だから、今もそのままかどうかというのは、わからないけれど。その現場で、現場の声を聞けるのは労働組合。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 一旦休憩して、まとめてから、もう1回再開してはどうですか。

○桂藤和夫委員長 5分程度休憩をしましょう。

午前10時37分 休 憩

午前10時40分 再 開

○桂藤和夫委員長 休憩を閉じて、再開します。今、財政運営についてと指定管理者制度の運用についてというのが2つ出て、3点目で、いろいろ議論になっていますけれども、会計年度任用職員の処遇改善というか、勤務時間等を含めた調査みたいなことをしたらどうかという意見も出ましたけれども、何に絞っていくかという部分をとりあえずお決めいただいたほうがいいのかと思うのですけれども。アバウトに処遇改善というだけではなくて、その中で、これとこれをやってみようみたいなのが、もしあれば、その項目を中心にやっていけばとに思っております。それにつきまして、皆様方の御意見を。福山委員。

○福山権二委員 職員の勤務時間管理ということでまとめてもいいと思います。

○桂藤和夫委員長 他にありますか。それでは、いろいろ議論をしていただきましたけれども、2番目の指定管理者制度の運営についてという部分で、これとこれを主にやろうという項目があれば、お示しをいただければありがたいのですが。谷口委員。

○谷口隆明委員 保育所なども含めて、指定管理制度の一定の総括を、市がすべきだと言っているのですけれど、それから10年後を見据えたことを考えないといけないとまとめられているので、そういう意味で、もう一定時間がたったので、議会としても指定管理者制度の総括というか、そういうものを議会は議会でできればいいのではないかなと、私は思うのですが、少し難しいかもしれないけれど。

○桂藤和夫委員長 他に御意見ございますか。福山委員。

○福山権二委員 高野などの経験もあるではないですか。民間がないからどうするのかと相当ありましたよね。現実問題として、民間でできる範囲を超えているのですよ。保育行政、そこらも含めて、本当に指定管理者制度として、これがこれからどう機能していくのか。あとは、指定管理者制度を活用して、指定管理者を選定しようとする時の手続、そこらも総括で書いてあるので、そこは、また、具体的には話をしていけばいいので、指定管理者制度についてと入れておくのはいいと思います。

○桂藤和夫委員長 他に御意見ございませんか。事務局。

○山崎啓介議会事務局主任 指定管理者制度の総括についてということで、御意見がございましたので、参考資料の1の5をごらんください。指定管理者制度の評価についてというタイトルにしていますが、これは事務局で作成したメモのようなものでございますが、アンダーラインを引いているところを読んでみます。総務常任委員会所管事務調査報告書、令和5年3月22日の総括としまして、先ほども少し触れましたけれども、先進地との比較により浮き彫りになった課題としては、制度の運用に係る全庁調整について、指定管理者候補者選定審査会の外部委員の確保について、指定議案の審議に必要な

議会説明資料の提出についてなどが挙げられると。その後段でございますけれども、市立保育所の公設民営化を含めた、これまでの指定管理者制度の運用について、成果や課題を検証し、一定の総括を行う必要があると考える。それらを総括した上で、多様化する住民ニーズへの対応、民間能力の活用、住民サービスの向上、経費節減という指定管理者制度の目的に改めて立ち返り、10年先のまちづくりを見据えた制度の再構築に向けて議論を継続すべきであるとまとめておきまして、さらに、ことしの3月14日、一般質問におきまして、福山議員から指定管理者制度の総括に関する質問がございました。2ページの下線部分をごらんいただきたいのですが、市行政の民営化推進の方針を徹底的に検証し、その結果を市民とともに総括すべきであると考えます。現時点において市長のそういう総括を含めて、見解を伺いたいと思いますということで、それに対する市長の答弁ですけれども、平成18年3月、市民委員で構成された行政経営改革審議会の諮問、答申に基づき策定をいたしました第1期庄原市行政経営改革大綱におきまして、積極的に取り組むとの方針を定めておりますということで、市長の答弁としては総括すべきであるということに対して、総括済みであるという答弁がなされているところです。その後段ですけれども、指定管理者制度の運用に当たりまして、管理者の指定議決はもとより、関係予算の議決並びに決算認定などを議会にお諮りをいたしております。業務執行に関しましても、管理者からの事業報告書の提出や、定期的なモニタリングの実施などを通じて、管理運営、並びに効果的、効率的なサービス提供が適切にされている状況を確認し、その結果を公表いたしておりますという回答がございました。さらに、一般質問の中での管財課長の答弁でございますけれども、2ページの下から4行目のところのアンダーラインですが、個々の指定管理業務につきましては、毎年度モニタリングでありますとか、利用者の満足度調査等を行っている。3ページにいただきますまして、モニタリングにつきましては、指定管理者によるサービスが条例、規則、協定書に基づいて、適切に実施されているかどうかということ、それから、年度当初の計画に対して、どのように取り組みがなされたかということも含めまして、検証をして総括し、その結果をホームページに公表しているということでした。さらに、管財課長の答弁ですけれども、住民サービスの向上に関しては、開館時間の拡大、利用時間の延長、利用者の利便性の向上、それから利用者ニーズに合ったサービスの充実が図られている。また、自主事業等の実施によって利用者のサービス向上につながっている。2点目の管理運営コストの削減については、施設の管理経費の削減ということで、行革の中で累計の効果額、平成17年から21年までの間で6億円程度の効果が出ている。設置目的をより効果的に達成する点におきましては、専門スタッフでありますとか、なかなか直営では難しい柔軟な職員配置ができているというメリットがございますという回答がなされておきまして、執行者としては、総括は既に済んでいるという立場の回答がなされているところです。その下の、委員会での協議の方向性案ということで、今までの議論を踏まえて、こういうことに今後なるのではないかなと事務局が考えているものではございますが、委員会での協議の方向性の案、執行者による総括について調査を行うと書いておきまして、今後もその総括を求めていくということであれば、例えば、先進地との比較などによって、本市の総括に不足している視点であるとか論点であるとかというものがあろうかと思っておりますので、そういったものを抽出して、執行者に指摘をしていくとか、新たな総括を求めていくということに、今までの流れからすると、なるのかなと思っております。

○桂藤和夫委員長　　今、事務局から説明ございましたが、福山委員。

○福山権二委員　　一般質問のことを、この委員会の結論とすることは無いと思うけれど、基本的には委

員会とすれば、執行者の総括が本当にそうなのかと、もう1回検証しないとイケない。検証してどうかという提言を次に考えるので、これは指定管理制度の運用について、すぐ執行者にこれとこれを出せというよりも、この総括をどうやっているのかという資料を求めて、それから議論したらいいと思う。

○桂藤和夫委員長 指定管理者制度の総括についてという言い回しのほうがいいですか。総括についてということをして、委員会として協議をして、また、いろいろな視点、論点を執行者側に提言するような方向に持っていけばよろしいでしょうか。いろいろ御議論いただいて、財政運営についてと指定管理者制度の総括についてと職員の勤務実態についてということの3項目でやればと思います。それがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 この3項目でやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局。

○山崎啓介議会議務局主任 2項目めの閉会中の継続調査について、諮っていただければと思います。

2 閉会中の継続調査について

○桂藤和夫委員長 2項目め、閉会中の継続調査につきましても、再度、また、皆さんの御意見を承れたいと思いますが、谷口委員。

○谷口隆明委員 決めたことを閉会中も継続してやるようになるのではないのでしょうか。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 所管事務調査を閉会中の継続審査とするということで御理解をいただいて、協議を重ねていけばと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 陳情第4号 緊急事態条項を新設する憲法改正に反対する陳情

○桂藤和夫委員長 それでは、協議事項の3点目、陳情第4号、緊急事態条項を新設する憲法改正に反対する陳情。概要は、緊急事態条項とは、戦争やテロ、大規模な災害などの非常時事態に対するため、政府の権限を一時的に強化する規定のことであり、戦前の日本を見ても国家権力を担うものにより乱用されてきた歴史があるので緊急事態条項を新設する憲法改正に反対する意見書を提出してもらいたいということで、陳情をしておりますけれども、この扱いにつきまして皆様の御意見をお聞きしたいというふうに思います。衆議院、参議院に提出してくださいと、総理大臣に提出くださいという陳情でございますが、聞きおくでいいのかなと思ったりもするのですけれども、皆様方の御意見があれば、そうではなくて、もう少しきちんと受けとめてしっかりやろうということであればそうですし、一応聞いておくということで収めておけばどうなのかなと思っておりますけれども、それ以外の御意見があれば、また、いろいろお聞かせ願えればと思います。谷口委員。

○谷口隆明委員 委員会で発議することになれば、全会一致でなければなりませんので、皆さんがこれで合意ということになれば意見書を出せばいいし、それから、もしそうでなければ、会派とか個人で提案することもできるので、委員会としてまとまるかどうかだけ確認すればいいのではないですか。

○桂藤和夫委員長　　今、谷口委員からそういう意見が出ましたけれども、ほかの方の御意見がござい
すか。福山委員。

○福山権二委員　　基本的には出したほうがいいと思うけれど、意見書案が出ていませんよね。うちの議
会は、こういう憲法の改正に対する反対見解とか相当回数を重ねて出しているのです。もうロシアの
戦争も反対まで言って、庄原市議会は非常に積極的にやっていて、反対は常に1人とかはあるのだけ
れど、よく出してるので。ここは意見書を出してもらおうと。その労力がないとは言えないけれど、出
してもらって整理したほうがいいのではないかと。したがって、今回の場合は聞き置いて、もし会派と
か個人が出すときに議論をしようということで、どうですか。

○桂藤和夫委員長　　今回の意見書はついていませんので、いろいろな御意見はあろうかと思いますが、
意見書が出てから再度検討するという方向もございますので、一応聞き置くという形で収めたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長　　それでは、陳情第4号はそうさせていただきます。

4 陳情第6号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

○桂藤和夫委員長　　続きまして、陳情の第6号、協議事項の4点目でございますけれども、庁舎内にお
ける職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情が出ております。概要は、
政党機関紙の勧誘、営業、配達集金が行われないようにしてもらいたいという陳情でございますけれ
ども、これにつきましても聞き置くでよろしいのかなと判断をいたしますが、皆様方のそれ以外の御
意見があれば、またお聞かせ願えればと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長　　それでは、聞き置くという形で収めさせていただきます。

5 陳情第10号 庄原市役所本庁の駐輪場（喫煙禁止場所）で常習的に喫煙している庄原市職員に対する 管理上の措置を求める陳情書2

○桂藤和夫委員長　　続きまして、陳情第10号、庄原市役所本庁の駐輪場、喫煙禁止場所で常習的に喫煙
している庄原市職員に対する管理上の措置を求める陳情書2でございますが、概要は、一部の庄原市
職員は、庄原市役所本庁舎南側にある駐輪場で、健康増進法の規定に違反して喫煙しているため、喫
煙の中止または駐輪場からの退室を求めるよう、庄原市長に申し入れてもらいたいという、陳情でご
ざいますが、この件につきましても先ほど同様に、一応、聞き置くという形でよろしいかと思いま
すけれども、事務局で説明があればお願いします。

○山崎啓介議会事務局主任　　参考資料の5の1につけておりますが、以前の総務常任委員会で同様の中
身の陳情について審査をされました。これについては庄原市役所東城支所の喫煙場所を撤去して敷地
内を全面禁煙にすることを求める陳情書というものと、もう1つ、参考資料5の2を開いていただき
まして、健康増進法に違反する庄原市役所本庁の喫煙場所の撤去を求める陳情書というものを審査
いただきました。その摘録を参考資料の5の3につけております。5ページをごらんください。参考資

料5の3の5ページになります。下から11行目、赤木委員長の発言の2行目になりますが、もし喫煙を認めるなら、そういう一般の人が入れない喫煙ボックス等を設けるべきであるが、執行者側の対応を注視するという形で行きたいと。それで福山委員の御発言ですけれども、現状を見ると、この要望書に対して執行者も改善するという方向を検討している。したがって、基本的には禁煙を含めて考えるべきであろうが、議会の意思とほぼ同一路線で、執行者も十分検討しているから、検討する態度に同調して待ってみようということで、執行者の取り組みについて注視をするという結論を出されております。したがって、この陳情中にあります、健康増進法に違反しているかどうかというところが、現状、執行者で取り組み中ですので、議会としては注視をしていこうという方針で、現状、いるという状況でございます。説明は以上です。

- 桂藤和夫委員長 ただいま事務局から補足説明いただきましたけれども、この件に関しては、執行者側の動向を注視するというでもありますので、一応聞き置くという形でもよろしいのかなと思っておりますが、國利委員。
- 國利知史委員 毎回こういう陳情がくるのですけれど、この文章を見ると、駐輪場、喫煙禁止場所で喫煙をしている。常習的ということで、これは実際に喫煙しているのですか。職員が庁内の敷地内の喫煙禁止場所とわかっているのに喫煙するということが考えられないかなと、私は思っています。
- 桂藤和夫委員長 南側に喫煙場所が囲ってありますので、そこで吸ってるのは見かけますけれども、駐輪場で吸っているという光景は、ほぼ見たことがない。
- 山崎啓介議会事務局主任 この中身の趣旨については、喫煙場所として指定されているところが、そもそも喫煙禁止場所であるということをおっしゃっているということでございます。
- 桂藤和夫委員長 坂本委員。
- 坂本義明委員 そこまで言われて、たばこを吸わないといけない人もおられるわけだから、喫煙場所をつくればいいではないですか。税金を払っているわけだから、黙って隠れてこそこそする必要もないと思うのだけれど、そういう議論は1回もしたことがないのか。気の毒だと思う。もう1つは、職員が勤務時間中に吸うのは問題があると思う。仕事だから、その間もお金をもらっているわけだから、休憩時間等なら問題ないと思うけれど。職員の場合は、今から勤務時間の問題を検討するに当たっても、勤務時間内に行って、たばこを吸うのが問題。我慢しないといけない。休憩時間に行って吸う。
- 桂藤和夫委員長 副委員長。
- 坪田朋人副委員長 坂本委員のおっしゃられた勤務時間内の喫煙に関しては、次の陳情でありますので、そちらでやればいいのですけれど、その前の喫煙場所に関しましては、前回の陳情で保健所に来ていただいて、その辺の検討もされている状況です。その結論がまだ出ていないので、しっかり調査して、市がやっていくことを注視して、継続して調査していきましょうという形で、前回の委員会で決定が出ておりますので。
- 桂藤和夫委員長 坂本委員。
- 坂本義明委員 どこまでなっているかというのはどこで聞く。相手がするまでずっと待っておくのか。もう1度確認しながら保健所がどう言ったか、どうするのかまでは聞いておかないと、そのうちするだろうというのでは、やはり言ってくる。どうなっているかぐらいは委員会として聞かないといけないかもしれない。
- 桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 議会の意思は、基本的には、陳情にあるように、庄原市のいわゆる敷地内では一切のたばこを吸うなど。禁煙だということが基本なので。どこの自治体でも大体そういう流れになっているので、庄原市の場合どうするのかとあったので、それは改善する必要があると。残すのなら、通行人に全く健康被害が及ばないところでやるということを行いながらやっているの、極端に言うと、市長がもう吸うなど言えば終わりなのです。それを吸ってはいけないと言うまでに、執行者がどう判断をして、こう前進していると確認できれば、聞いておくだけでいいと思うのだけれど、全く向こうが何もしていなかったら、早くしろと言わないといけない。意見書を採択するかどうかは別として。早くしろというのは、うちの姿勢なので、そこは事務局もこれだけ進んでいるよということがこの場で言えれば、それは事務局に確認してもらったら。

○桂藤和夫委員長 確認をお願いします。

○山崎啓介議会事務局主任 はい。

○桂藤和夫委員長 それでは、協議事項5番につきましては、一応、現状では聞き置くという形で収めておきますけれども、事務局で確認をして、どうなっているのか、委員会で報告したほうがいいですか。

○福山権二委員 聞き置くのはいいのだけれど、きちんと前向きにこのように検討しているという回答を出せとってください。放っているのだと言われたら困るから。

6 陳情第11号 庄原市役所本庁の駐輪場（喫煙禁止場所）で常習的に喫煙している庄原市職員に対する財務会計上の措置を求める陳情書2

○桂藤和夫委員長 それでは、いろいろ御議論いただきましたけれども、次の協議事項6番目ですが、これも先ほどの陳情と関連する陳情ですけれども、市役所本庁の駐輪場、喫煙禁止場所で常習的に喫煙している庄原市職員に対する財務会計上の措置を求める陳情書2ということで、概要は、一部の職員は、職員の職務専念義務に違反して常習的に喫煙しているため、執務時間中の喫煙を禁ずるとともに、喫煙を目的に離席した時間を過去に遡って調査し、職務に従事しないで得た給料に相当する額の金員の返還を求めるよう、市長と庄原市教育委員会に申し入れてもらいたいという陳情でございます。この陳情の取り扱いにつきまして皆様の御意見をお聞きしたいと思います。

○坂本義明委員 聞き置くでいいのではないですか。

○桂藤和夫委員長 今、聞き置くでいいという、坂本委員から声が出ましたけれども、ほかに意見がございませうか。福山委員。

○福山権二委員 聞き置くということと思うのだけれど、議会とすれば、ここは改善するように繰り返し執行者へ委員会としても通知しているので、あえてこれを再度取り上げてするよりも、今、向こうに求めているので、この願意に基づいたような行動をしているから聞き置くでいいという程度でいいのではないですか。

○桂藤和夫委員長 そういう形で収めていきたいと思っております。

7 陳情第14号 防衛予算の大幅増額を決定した政府方針の撤回と米軍による低空飛行および日米軍事共同訓練の実施中止を求める陳情書

○桂藤和夫委員長　　それでは、次ですが、7項目目、陳情第14号、防衛予算の大幅増額を決定した政府方針の撤回と米軍による低空飛行および日米軍事共同訓練の実施中止を求める陳情書が出ておりますけれども、概要は、国に対して意見書を提出してほしい。1、防衛費の大幅増額を含んだ安全保障3文書の閣議決定を撤回する。2、国の進路決定するような重大な政策変更は国民の意思を尊重する。3、住民が生活する地域での低空飛行訓練や夜間早朝の飛行訓練、住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置を講じる。4、広島湾及びその近郊において、日米軍事共同訓練を今後実施しないことということが出ておりますけれども、この件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○山崎啓介議会事務局主任　　参考資料の7の1をごらんください。こちらが令和4年12月23日に出しました意見書になります。防衛予算の倍増を決定した政府方針の撤回を求める意見書ということで提出しております。そちらにあります1番、国民不在の防衛費増額の閣議決定を決定すること。2番、国の進路を決定するような重大な政策変更は、国民の意思を尊重することということで、陳情書の1番、2番については、既に意見書提出をしているというところでございます。参考資料の7の2をごらんください。こちらは平成25年12月20日に、オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書ということで提出しております。その2番で米軍機の低空飛行訓練を中止させることというところがありますので、3番の項目についても、同様の趣旨の意見書を提出しているといったところでございます。

○桂藤和夫委員長　　補足説明をいただきましたけれども、既に市議会として意見書を提出しておりますので、この件についても聞き置くでよろしいのではなかろうかと思いますが、ほかに御意見があれば承りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長　　それでは、そのように取り扱います。

8 陳情第15号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

○桂藤和夫委員長　　それでは、次に陳情第15号でございます。協議事項の8番目ですけれども、全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情。概要は憲法違反の疑いが強い、世界平和統一家庭連合との関係断裂などの議決を行わないようにしてほしい。2点目が、議会決議等により、世界統一家庭連合の信者やその子らが地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮してほしいという陳情が来ております。この陳情の取り扱いにつきまして、皆様の御意見をお聞きしたいと思います。坂本委員。

○坂本義明委員　　そのまま聞き置くでいいのではないですか。

○桂藤和夫委員長　　ただいま坂本委員から聞き置くでいいのではないかという御意見が出ましたけれども、他に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長　　なければ、この件につきましても聞き置くということで収めたいと思います。

9 意見書について

- 桂藤和夫委員長　　次が、9番目ですが、意見書についてということですが、この件につきましては福山委員に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
- 福山権二委員　　皆さんも御承知のように、毎年この6月議会で、来年度予算も含めて、地方財政の充実強化に関する意見書というのを、庄原市議会としてずっと出してきました。もちろん各全国の地方自治体が、今のいわゆる政府の方針として、地方財政の確立をもっと明確にして、若干ふえているといいながら、これまでどおりきちんと地方財政の予算は確保すべきであるということ、論点を整理して何点かで書いておりますので、今年も意見書を提出したらどうかということをお願いすることです。そういうモデル案で出そうと思うのですが、全国の自治体で相当出しているということもあって、いわゆる出すことによって、毎年、政府もそのとおりに例年どおりということ確保してきたのだらうと思いますので、そのモデル案のように出していきたいと思うのですが、ぜひ御賛同をお願いしたいと思います。
- 桂藤和夫委員長　　ただいま福山委員から意見書を出してほしいということで、意見がございましたけれども、この意見書の取り扱いにつきまして、皆様の御意見をお聞きして、まとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。結構10項目もございますので、かなり長文にはなっておりますけれども。坂本委員。
- 坂本義明委員　　前とかわったところはあるのか。
- 福山権二委員　　基本的にはありません。視点的には、会計年度職員ができてからというところは追加していますけれど。
- 桂藤和夫委員長　　ほかに御意見等がございませんか。ないようですので、この意見書を委員会の発議として扱うかどうかということについて、御意見を賜ればと思います。谷口委員。
- 谷口隆明委員　　例年出しておりますので委員会でもた出したらいいと思います。ただ、内容で一部異論があるのですが、8番、デジタルの問題では、今のデジタルのやり方そのものが、どうも、余りよく思っていないというか、急ぎ過ぎではないかという思いがあるので。しかも、この1年間で、戸籍業務に全部振り仮名をするのは、確かに自治体に相当な業務の負担が予想されるので、やるのであれば、当然十分な予算確保が必要ということですが、こういうことも含めて、どうなのかなという思いはあります。今のマイナンバーをどんどん進めているのと一体のもので、いろいろな混乱が起きている中で、これをあえて急いでやることを議会が言う必要があるのかなという思いはしております。
- 桂藤和夫委員長　　福山委員。
- 福山権二委員　　提案者とすれば、今のように、この項目は合意できないということがあれば、それはもうカットして出すということについても、発議者としては、それには同意しますので。ただ、たくさんあるから3つにしろではなく、これは考え方が違うというのはカットしますが。今のようにデジタル化はかなりもめていることもあるので、これだけカットしようと。8番はカットすることについて、私も賛成です。
- 桂藤和夫委員長　　全員賛成というのが原則でございますので、8番につきましては、省略をさせていただいて、9項目になるかもしれませんが、委員会として意見書を発議の上で出したいと思いますが、

それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福山権二委員 全員賛成ということで理解しております。

○桂藤和夫委員長 発議案の作成につきましては、正副委員長に一任いただければと思いますので、よろしくお願ひします。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

10 その他

○桂藤和夫委員長 それでは10番目、その他、事務局から何かございますでしょうか。

○山崎啓介議会事務局主任 ございません。

○桂藤和夫委員長 ないようですので、以上で本日の総務常任委員会を散会いたします。

午前11時19分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長